

1999年9月の情報です。

(IV) 対策

○ 河川、湖沼及び海域の水質汚濁の改善を図るため、市町村と連携して、法・条例に基づく工場・事業場の規制、指導を行うとともに、生活排水対策として下水道や合併処理浄化槽の整備促進等を図る。

特に県民の水がめである相模湖・津久井湖については、山梨県との連携も図りつつ水質保全に努める。

○ 地下水汚染の未然防止を図るため、市町村と連携して、法・条例に基づく工場・事業場の規制、指導を行うとともに、汚染された地下水の浄化対策を指導する。また、地下水を保全するため、県民、事業者にも普及啓発を図る。